

<墓じまいのマネープラン>

FPネットワーク神奈川会員 永田一郎

皆さんは、遠くにある実家の墓で悩んでいませんか？「自分までは墓守ができるが、自分の子供には墓を継がせることはできない。自分の代でなんとかしなくては」と思っている方はけっこういらっしゃるのではないのでしょうか。私もその一人です。「墓じまい」はどうすればいいのか？遺骨はどうするのか？費用はどの程度か？について調べてみました。

■墓じまいの費用はどの程度？

私は長崎市出身で、長崎市内に父が購入した墓があります。父方と母方の両家墓です。私の母と叔父（母の兄）は健在ですが、亡くなれば、この墓に入ることになります。私が生きている間は、長崎の墓を守ることはできますが、二人の娘に、墓を継がせることは難しいでしょう。したがって、私が実家の墓じまい（7柱の遺骨）をしなくてはなりません。

墓じまいの手続きですが、まずは、遺骨を改葬する所を決めて、受け入れ先から「受入証明書」を発行してもらうことが必要です。その後、既存の墓がある自治体から「改葬許可証」を得て、墓石を撤去して遺骨を取り出すことができます。

この墓じまいの費用はどの程度でしょうか？墓じまいを手掛けている業者や NPO のホームページなどを参考にすると、最低でも約 40 万円程度は必要と思われます。

墓地解体費用は 1㎡あたり 7 万円程度で、このほかに手続き代行（5 万円～）、墓石閉眼供養（3 万～5 万円）、出骨作業（3 万円～）、遺骨移動（2 万円～）、納骨（3 万円～）などが加算されるようです。とりあえず、私は 50 万円の想定をしてみました。

このほかに、墓を撤去するとき寺にお支払いする「離壇料」がかかる場合もあります。離壇料はあくまで感謝の気持ちを示すお布施ですので、法的な基準はありません。高額な要求があった場合は、毅然とした態度を取ることも必要ですが、感謝の気持ちとして、お布施をすることもあるでしょう。私としては、父が亡くなった時に、寺にお支払いしたお布施が上限かと思っています。ネットなどを参考にしても、15～20 万円が上限とされています。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

カルチャークラブ

■遺骨はどうすればいいのか？選択肢は納骨堂、永代供養墓、散骨

順番が逆になりましたが、墓じまいをするためには、遺骨をどう取り扱うかを先に決めておく必要があります。主な方法としては、①新しいお墓を買う、②納骨堂に納める、③永代供養墓に納める、④散骨する、の4パターンでしょうか。

鎌倉新書の「第12回お墓の消費者全国実態調査」(2021年)によると、一般墓を新たに購入する場合、墓石、土地利用料、管理費などがかかり平均購入価格は169万円だったそうです。

参考に横浜市内の墓地を例に挙げると、①122万円～(永代使用料62万円+墓石60万円、0.42㎡)、②228万円～(永代118万円+外柵60万円+墓石50万円、1㎡)とホームページに記載されています。200万円前後はかかりそうですね。ただし、墓を買うと、墓の継承問題が再燃してしまいますので、私にとっては選択肢になりません。

近年、新たな選択肢になったのが、自動搬送式の納骨堂です。骨壺が入った箱(厨子)が自動で運ばれてきて、遺骨を前に墓参りができます。横浜市内の自動搬送式の納骨堂では、①永代使用料が90万円(厨子には、最大6人の遺骨を納めることが可能)、②年間管理料1.5万円、契約期間は30年で更新可能となっています。

自動搬送式ではありませんが、長崎市内の納骨堂は、ファミリータイプで、永代使用料90万円+管理費36万円です。33年後には、永代供養墓に移されますので、継承者がいなくても寺によって供養されます。私にとっては、長崎の納骨堂を利用することは選択肢となりえます。

永代供養墓とは、承継者を必要としないお墓のことです。骨壺を安置して、一定期間後に合同墓に合祀するタイプや、初めから合同墓に納骨するタイプがあります。横浜市の金沢区にある永代供養墓は、納骨料3万円で①納骨・即合祀で10万円、②骨壺3年安置・合祀で15.8万円③骨壺13年安置・合祀で26.3万円、④骨壺33年安置・合祀で47.3万円となっています。私にとっては永代供養墓も選択肢といえます。ちなみに、納骨堂でも最終的に永代供養墓に移れる施設が多いようです。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー : TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談 : TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

カルチャークラブ

最後は散骨です。散骨については当初、合法性に関する議論もありましたが、法務省が1991年に「葬送のひとつとして節度をもって行われる限り、遺骨遺棄罪には当たらない」との見解を示しており、生前に散骨を希望する人も増えています。長崎の散骨業者のホームページによると、チャーター散骨は21万円で1柱プラスごとに2.8万円が加算されます。7柱で、37.8万円となります。

■トータルでどの程度かかるのか？

さて、私の選択肢は次のようになります。

- ① 散骨 →50万（墓じまい）＋離壇料＋40万
- ② 納骨堂（長崎市） →50万（墓じまい）＋離壇料＋126万
- ③ 永代供養墓（横浜） →50万（墓じまい）＋離壇料＋91万（7人供養、70万＋21万）

いずれにしても、100万円から200万円前後のお金は必要となりそうです。

実際に、私が墓じまいを実行するのは、自分が定年になり、年金生活になった以降でしょう。さらに、私の妻の実家もお墓の継承者がいなくなることが予想されるので、やはり、妻の代で墓じまいをすることになります。私と妻の両方で、少なくとも300万円は必要となりそうです。年金生活時に、300万円の負担はかなり重いです。遺産で対応できればいいのですが、期待できそうもありません。老後の生活資金に前もって予算化をしておく必要があります。

墓じまいを考えている方は、ぜひ一度、必要な資金について検討してみることをお勧めします